

議案第 9 5 号

川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例

川崎市福祉事務所条例（昭和 2 6 年川崎市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市川崎福祉事務所の項中「のうち大師支所及び田島支所の所管区域を除いた区域」を削り、同表川崎市大師福祉事務所の項及び川崎市田島福祉事務所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎区役所及び支所の再編整備に伴い、福祉事務所における支援の体制の強化等を目的として、大師福祉事務所及び田島福祉事務所を廃止し、並びに川崎福祉事務所の所管区域を変更するため、この条例を制定するものである。